

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正 (DPC/PDPS)

平成 31 年 2 月 25 日
告示第 44 号、
保医発 0225 第 2 号

【解説】2月25日付けで、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部が改正されました。2019年2月26日からの適用です。

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正 (告示第 44 号第 1 条)

(「DPC 点数早見表 2018」p.108 右段 7 行目の次に下線部を挿入)

040040 肺の悪性腫瘍

手術・処置等 2

- ⑤ ゲフィチニブ、アファチニブマレイン酸塩、エルロチニブ、ダコミチニブ水和物、カルボプラチン+パクリタキセルあり

(「DPC 点数早見表 2018」p.179 右段下から 6 行目に下線部を挿入)

060295 慢性 C 型肝炎

手術・処置等 2

- ⑤ ダクラタスビル塩酸塩/アスナプレビル/ベクラブビル塩酸塩、グラゾプレビル水和物+エルバスビルあり、オムビタスビル水和物/パリタプレビル水和物/リトナビル、アスナプレビル+ダクラタスビル塩酸塩あり、レジパスビルアセトン付加物/ソホスビル、ソホスビル、ソホスビル/ベルバタスビル

(「DPC 点数早見表 2018」p.236 左段 5 行目に下線部を挿入)

080005 黒色腫

手術・処置等 2

- ② ダブラフェニブメシル酸塩+トラメチニブジメチルスルホキシド付加物あり、エンコラフェニブ+ビニメチニブあり

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第 1 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正 (告示第 44 号第 2 条)

(「DPC 点数早見表 2018」p.435, 左段 4 枠目、下線部を訂正)

3	(略)	
	ペムブロリズマブ (遺伝子組換え) [当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (平成 29 年 11 月 30 日及び同年 12 月 25 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る]	3540, 3541, 3545, 3548, 3551, 3552, 3556, 3560, 3561, 3564, 3567, 3568, 3845 及び 3848
	ペムブロリズマブ (遺伝子組換え) [当該薬剤の添付文書において記載された効	8 から 12 まで、1805,

能又は効果及び用法又は用量 (平成 30 年 12 月 21 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る]	2546 から 2555 まで、2560, 2561, 2571, 2574, 2581, 2584, 2588 から 2591 まで、2607 から 2618 まで、2682 から 2685 まで、2701 から 2703 まで、2729, 2730, 2755 から 2761 まで、2763, 2764, 3036 から 3039 まで、3267 から 3272 まで、3297 から 3300 まで、3305, 3458, 3459, 3514 から 3516 まで、3531, 3573 から 3577 まで、3591, 3592, 3697 から 3704 まで、3719 から 3724 まで、3750 及び 4293
--	--

(「DPC 点数早見表 2018」p.435 別表右段の最下部に挿入)

45	セクキヌマブ (遺伝子組換え) [当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (平成 30 年 12 月 21 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る) に係るものに限る]	3169
46	ホスカルネットナトリウム水和物 (医薬品医療機器等	1709 から 1715 まで、

	法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が平成30年11月8日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限り	1717及び1719から1722まで		月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る	1883まで、1888、1889、1893、1894、2521から2524まで、2529から2531まで、2536から2539まで、2542、2546から2555まで、2559から2568まで、2571、2574から2576まで、2581、2584、2650から2657まで、2659、2665から2669まで、2673から2681まで、2689、2692、2693、2696、3525、3591、3592、3594、3595、3597、3741、3742、3746及び3747		成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る	
47	メチロシン〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る)〕	3458から3461まで、3463から3465まで及び3467			1799、1871から1873まで、1879から1883まで、1888、1889、1893、1894、2521から2524まで、2529から2531まで、2536から2539まで、2542、2546から2555まで、2559から2568まで、2571、2574から2576まで、2581、2584、2650から2657まで、2659、2665から2669まで、2673から2681まで、2689、2692、2693、2696、3525、3591、3592、3594、3595、3597、3741、3742、3746及び3747		52 ロモソズマブ(遺伝子組換え) 〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る)〕	3132及び3133
48	ダコミチニブ水和物〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る)〕	1979			1799、1871から1873まで、1879から1883まで、1888、1889、1893、1894、2521から2524まで、2529から2531まで、2536から2539まで、2542、2546から2555まで、2559から2568まで、2571、2574から2576まで、2581、2584、2650から2657まで、2659、2665から2669まで、2673から2681まで、2689、2692、2693、2696、3525、3591、3592、3594、3595、3597、3741、3742、3746及び3747		53 セフトロザン硫酸塩/タゾバクタムナトリウム 〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る)〕	2831から2836まで、2928、2929、2937から2942まで、2944から2953まで、2955から2959まで、2961から2969まで、2971から2973まで、2990から2994まで、2997、3007、3008、3609から3615まで、3677から3679まで、3681、3769から3774まで、3826、3827、4290及び4291
49	エンコラフェニブ〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る)〕	1799、1871から1873まで、1879から			1780		54 ヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞 〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年12月28日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る)〕	4249から4251まで及び4267から4271まで
50	ビニメチニブ〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る)〕				1799、1871から1873まで、1879から1883まで、1888、1889、1893、1894、2521から2524まで、2529から2531まで、2536から2539まで、2542、2546から2555まで、2559から2568まで、2571、2574から2576まで、2581、2584、2650から2657まで、2659、2665から2669まで、2673から2681まで、2689、2692、2693、2696、3525、3591、3592、3594、3595、3597、3741、3742、3746及び3747			
51	ラコサミド〔当該薬剤(注射薬に限る)の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたもの(に限る)に係るものに限る)〕				1780			

保医発 0225 第 2 号

〔「DPC 点数早見表 2018」p.436 (2018 年 12 月号 p.74 で最終訂正) 別表の「3」に下線部挿入〕

告示番号	薬剤名	銘柄 (参考)	適応症	ICD-10 (参考)
3	ペムプロリズマブ(遺伝子組換え)	キイトルーダ点滴静注 20mg キイトルーダ点滴静注 100mg	根治切除不能な悪性黒色腫	C069, C159, C169, C20, C210, C43\$, C519, C52, C609, C693, C694, D031
			再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫	C810, C811, C812, C813, C814, C817, C819
			がん化学療法後に増悪した根治切除不能な尿路上皮癌	C67\$, C65, C66, C680
			悪性黒色腫, 切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌, がん化学療法後に増悪した進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性 (MSI-High) を有する固形癌 (標準的な治療が困難な場合に限る)	C69\$, C15\$ 等

〔「DPC 点数早見表 2018」p.436 別表の最下部に挿入〕

告示番号	薬剤名	銘柄 (参考)	適応症	ICD-10 (参考)
45	セクキヌマブ(遺伝子組換え)	コセンティクス皮下注 150mg シリンジ コセンティクス皮下注 150mg ペン	既存治療で効果不十分な強直性脊椎炎	M45\$



46	ホスカルネットナトリウム水和物	点滴静注用ホスカピル注 24mg/mL	造血幹細胞移植後のヒトヘルペスウイルス 6 脳炎	B004
47	メチロシン	デムサーカプセル 250mg	褐色細胞腫のカテコールアミン分泌過剰状態の改善	C741, D350, D447
48	ダコミチニブ水和物	ビジンプロ錠 15mg ビジンプロ錠 45mg	EGFR 遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌	C34\$
49	エンコラフェニブ	ビラフトピカプセル 50mg	BRAF 遺伝子変異を有する根治切除不能な悪性黒色腫	C43\$, C069 等
50	ビメチニブ	メクトピ錠 15mg	BRAF 遺伝子変異を有する根治切除不能な悪性黒色腫	C43\$, C069 等
51	ラコサミド	ビムパット点滴静注 200mg	一時的に経口投与ができない患者における、下記の治療に対するラコサミド経口製剤の代替療法 てんかん患者の部分発作（二次性全般化発作を含む）	G401, G402, G412
52	ロモズマブ（遺伝子組換え）	イベニティ皮下注 105mg シリンジ	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$
53	セフトロザン硫酸塩/タゾバクタムナトリウム	ザバクサ配合点滴静注用	<適応菌種> 本剤に感性的レンサ球菌属、大腸菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、プロテウス属、緑膿菌 <適応症> 膀胱炎、腎盂腎炎、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、肝膿瘍	N30\$, N10 等
54	ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞	ステミラック注	脊髄損傷に伴う神経症候及び機能障害の改善。ただし、外傷性脊髄損傷で、ASIA 機能障害尺度が A, B 又は C の患者に限る。	T06\$, T093, T913